



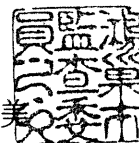
鴻 監 第 8 1 号

令和 7 年 3 月 4 日

鴻 巣 市 長 並 木 正 年 様

鴻 巣 市 議 会 議 長 織 田 京 子 様

鴻巣市監査委員 夏目 眞由美



鴻巣市監査委員 川崎 葉



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鴻巣市監査基準（令和2年3月23日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 対象団体 | 鴻巣市環境緑のグループ |
| (2) 所管部局 | 都市建設部都市計画課 |
| (3) 監査対象施設 | 鴻巣市都市公園（20公園） |

3 監査の期日 令和7年2月26日（水）

4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査にあたっては、事業運営が設立目的に沿って行われているか、主に令和6年4月1日から令和6年12月末日までの公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかに主眼を置き、都

市計画課職員及び鴻巣市環境緑のグループ職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の抽出による調査を実施した。

5 監査対象施設の概要

番号	公園名	種別	面積(ha)	位置
1	上谷総合公園	総合	11.31	鴻巣市上谷字砂場 707
2	せせらぎ公園	近隣	1.10	鴻巣市中央 28 番 1 号
3	赤見台近隣公園	近隣	1.80	鴻巣市赤見台 3 丁目 4
4	鴻巣公園	近隣	2.01	鴻巣市本町 8 丁目 3003-1
5	東町公園	街区	0.21	鴻巣市東 1 丁目 37
6	ひばり野中央公園	街区	0.41	鴻巣市ひばり野 1 丁目 286-91
7	糠田運動場	都緑	1.38	鴻巣市糠田字未新田四ノ 割 1073-1
8	大間近隣公園	近隣	2.10	鴻巣市大間字内谷 1357-1 他
9	鴻巣宿おおとり公園	街区	0.18	鴻巣市本町 1 丁目 2933 番
10	荒川パノラマ公園	都緑	2.05	鴻巣市大芦字西ノ谷 1366
11	富士見公園	街区	0.90	鴻巣市吹上富士見 4 丁目 777-59
12	新宿第一公園	街区	0.62	鴻巣市新宿 1 丁目 228
13	北新宿 2 号公園	街区	0.21	鴻巣市北新宿第二土地区 画整理地内 (44 街区)
14	石田堤史跡公園	歴史	0.68	鴻巣市袋字台 326-1, 376-1 の一部 (駐車場 0.19ha)
15	袋ふれあい公園	街区	1.00	鴻巣市袋字台 376-1 外 15 筆
16	川里中央公園	総合	6.02	鴻巣市関新田字十番 1780-1
17	川里中央多目的広 場公園	近隣	2.78	鴻巣市関新田字十番 8538, 8554

18	あかぎ公園	近隣	2.31	鴻巣市赤城台 212-2・362-1 外
19	広田中央 2 号公園	街区	0.25	広田中央特定土地区画整理地内（19 街区）
20	広田中央 3 号公園	街区	0.33	広田中央特定土地区画整理地内（40 街区）

6 指定管理業務の範囲

鴻巣市都市公園条例第 29 条に定める業務

7 指定管理期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

8 令和 6 年度指定管理料

104,560,500 円（予定）

9 監査対象の概要

（1）鴻巣市環境緑のグループ

鴻巣市環境緑のグループは、鴻巣市都市公園の指定管理に係る管理運営業務を行うために、平成 30 年 8 月 22 日に高橋建興株式会社、NPO 法人地域環境緑創造交流協会及び特定非営利活動法人フラワーピースによる共同事業体として設立された。指定管理業務のうち、花壇管理業務は主に特定非営利活動法人フラワーピースが、それ以外の公園管理業務は高橋建興株式会社及び NPO 法人地域環境緑創造交流協会が担っている。代表企業は高橋建興株式会社で、事務所を鴻巣市箕田 309 番地に置いている。

令和 6 年 12 月末現在の組織体制は、総括責任者兼施設管理運営責任者 1 名、情報管理者 1 名、パトロール職員 2 名、施設責任者 1 名、緑地管理責任者 1 名、花壇管理責任者 1 名、イベント責任者 1 名の常勤 8 名となっている。

（2）市との関係

市は、地方自治法第 244 条の 2 及び鴻巣市都市公園条例に基づき、

鴻巣市都市公園（２０公園）について、指定管理者に鴻巣市環境緑のグループを指定し、管理運営を行わせている。

１０ 監査の結果

（１）都市計画課

関係書類を調査した結果、公の施設の管理においては、指定管理者の指定、協定の締結、管理経費の算定、支出手続等に関しておおむね適正に行われていたが、団体に対する指導監督に改善すべき点がみられた。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

（２）鴻巣市環境緑のグループ

指定管理業務に係る出納その他の経理事務についてはおおむね適正に処理されていたが、公の施設の管理運営については、協定書等を再確認し、改善すべき点があると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

今後においても、指定管理者の指定の意義を踏まえ、施設の管理運営が適正かつ効率的に行われるよう事務の執行に努められたい。